

平成28年度第2回八雲町地域自立支援協議会

と き：平成29年2月23日（木）

13：30～

ところ：シルバープラザ第1・2会議室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 報告事項

(1) 共生型事業所の活動状況について

NPO法人やくも元気村 2ページ

社会福祉法人きずな会 14ページ

(2) 障がい福祉に関するアンケート調査の結果について 別冊

(3) 協議会委員からの報告（工藤委員） 16ページ

4 協議事項

(1) 重度障がい児通学費助成事業（案）について 17ページ

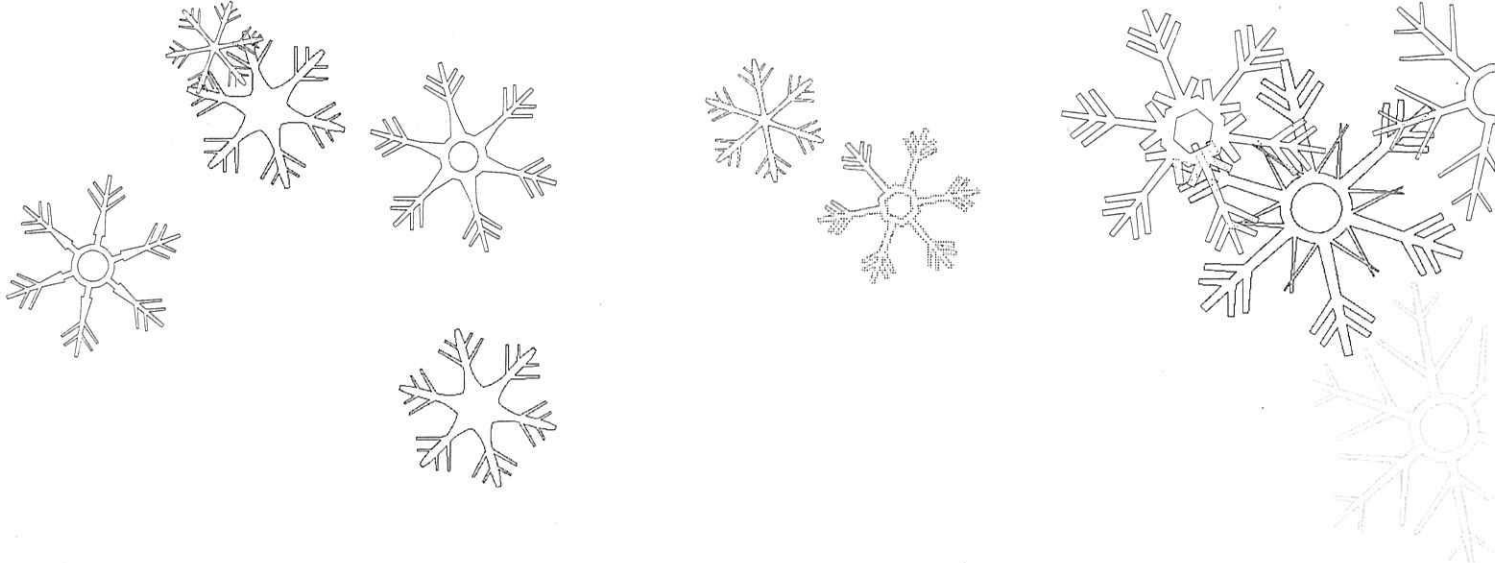
(2) 移動支援事業実施要綱の改正（案）について 19ページ

(3) 『障がい者のしおり』の改訂（案）について 別冊

(4) 協議会委員および事務局の変更（案）について 21ページ

5 その他

6 閉 会



共生型事業報告

八雲町

NPO法人やくも元氣村

事業所概要

- 2011年 1月 法人設立
- 4月 就労継続支援B型事業所
共生サロン八雲シンフォニー 開設
- 12月 共生型施設完成
- 2016年 3月 共同生活援助事業所
ぐるーぷほーむホッと 開設

共生型事業内容

- 障がい者の日中活動と就労支援の拠点
(軽食喫茶、販売コーナー、サロンの運営)
- 町民各層との交流事業
- 共生型施設を利用してのイベント
- 施設の貸館事業
- イベント、町行事の参加への参加
- 町内会との交流
- ボランティアのとの協力

基本理念

- 障がい者が住みやすい町は、誰もが住みやすい町であることから、障がい者、高齢者、子ども、子育て中の親など誰もが安心して暮らせるコミュニティづくりをめざして、地域住民のふれあいと元気なまちづくりとなる共生型の事業を展開します。
- すみよいまちづくりに役立つ施設として、障がい者の日中活動と就労支援の拠点、元気な高齢者のボランテニア活動の場、子どもたちが自由に集まれるたまり場、不登校の子どもの居場所、あらゆる地域住民が気軽に集まれる地域サロンと共に、充実したソフト事業を行います。

障がい者の日中活動と就労支援の拠点 (軽食喫茶、販売コーナー、サロンの運営)

- B型事業所利用者の働く場として軽食喫茶を運営
- 物品の斡旋及び販売
- (訪問販売、返礼品事業、佐藤国男さん版画販売、農産物の販売)
- 地域住民が気軽に集まれる地域サロンの運営

就労継続支援B型事業所について

- ・利用者数 28名
- ・障害種別 精神障がい、身体障がい、知的障がい
- ・作業内容 軽食喫茶、小物作成、農業 等
- ・サービス内容

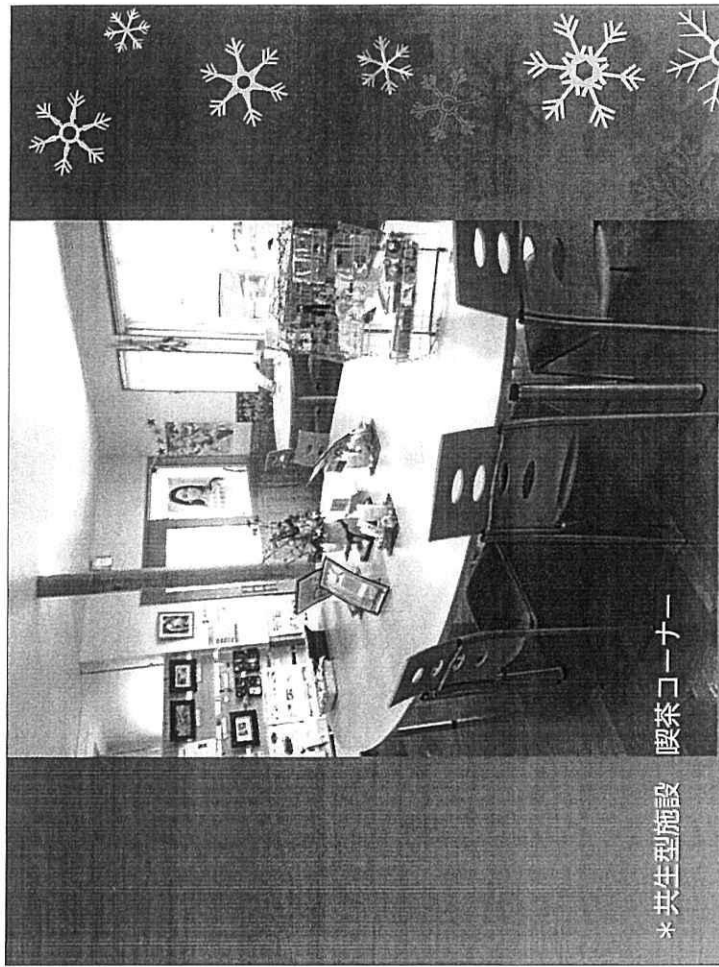
基本的な生活に関わる支援

日中活動に関わる支援

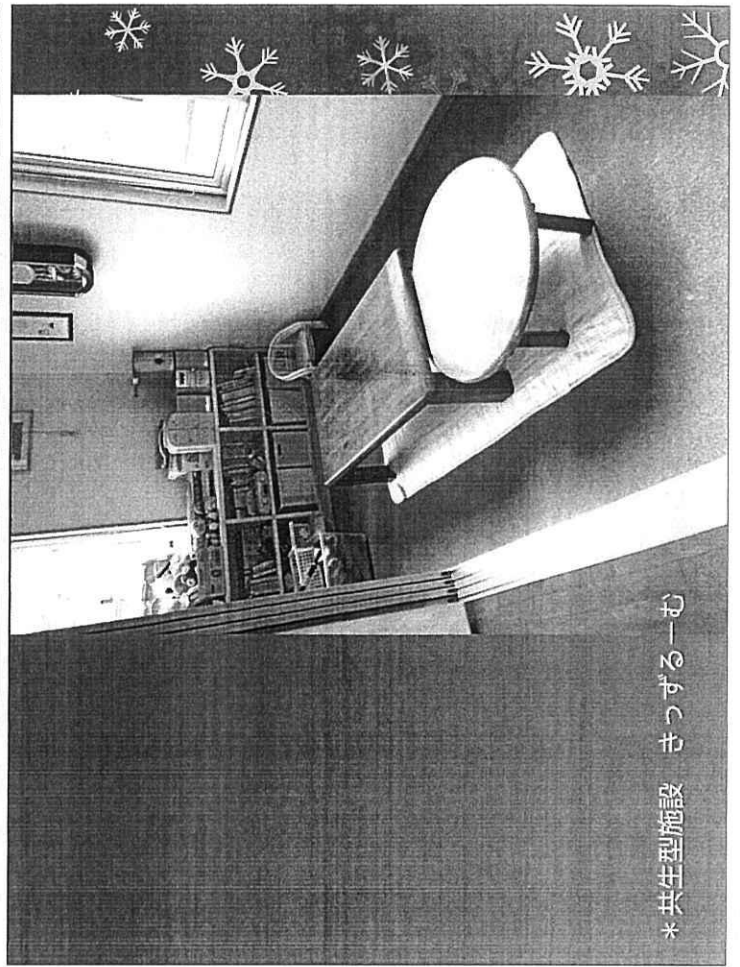
社会生活に関わる支援

(利用者の生活を豊かにするために社会活動への参加を推進している)

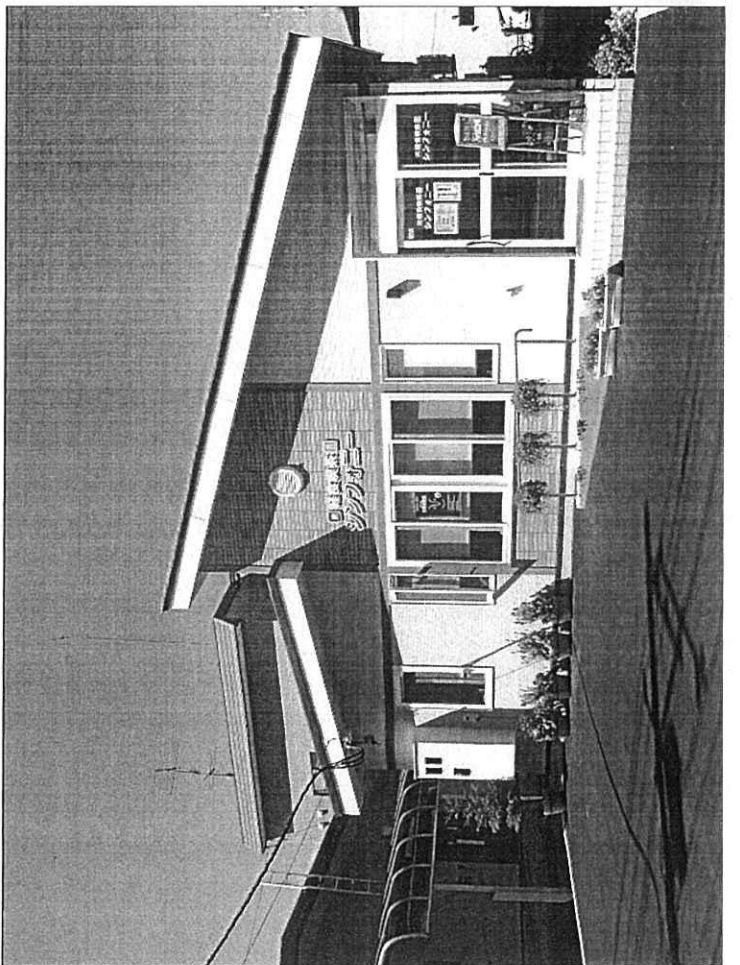
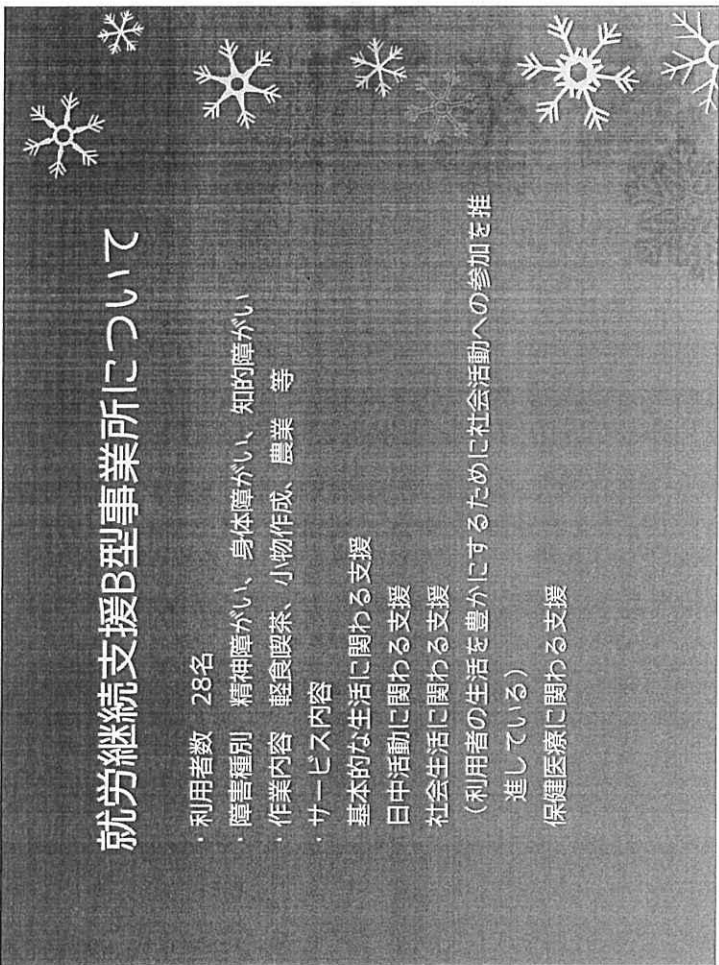
保健医療に関わる支援

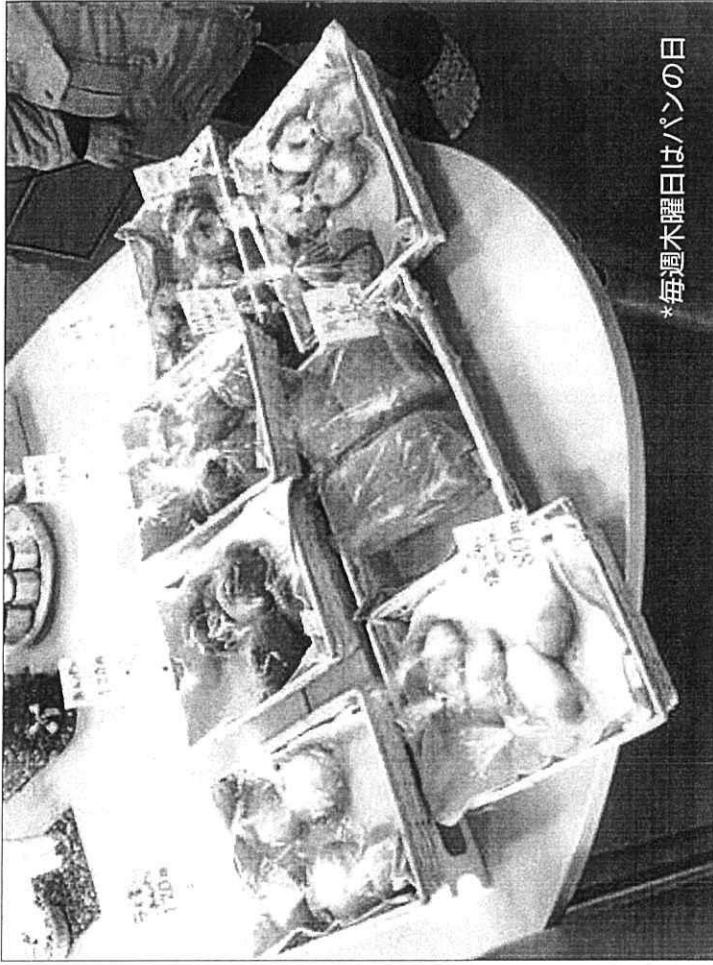


* 共生型施設 喫茶コーナー

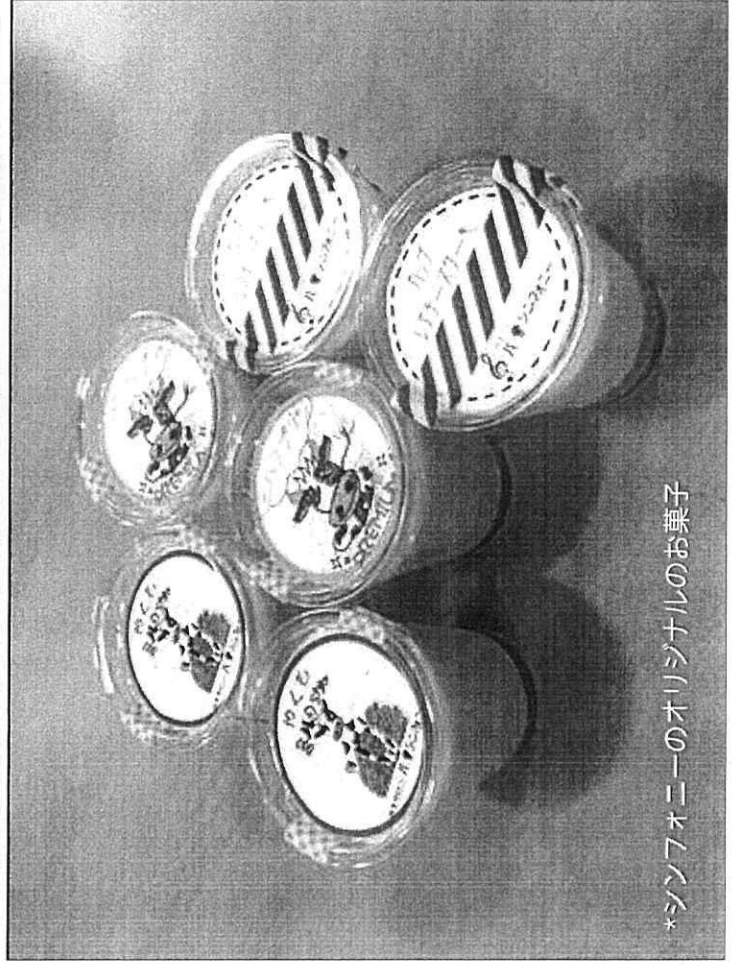


* 共生型施設 まっずる一む





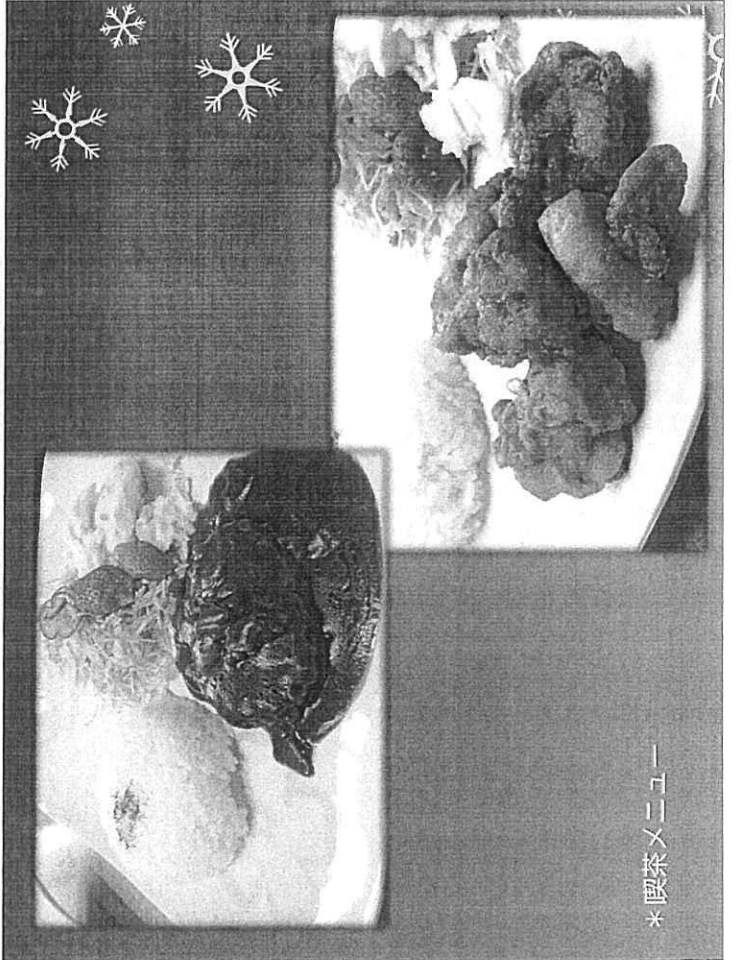
*毎週木曜日はパンの日



*シンフォニーのオリジナルのお菓子



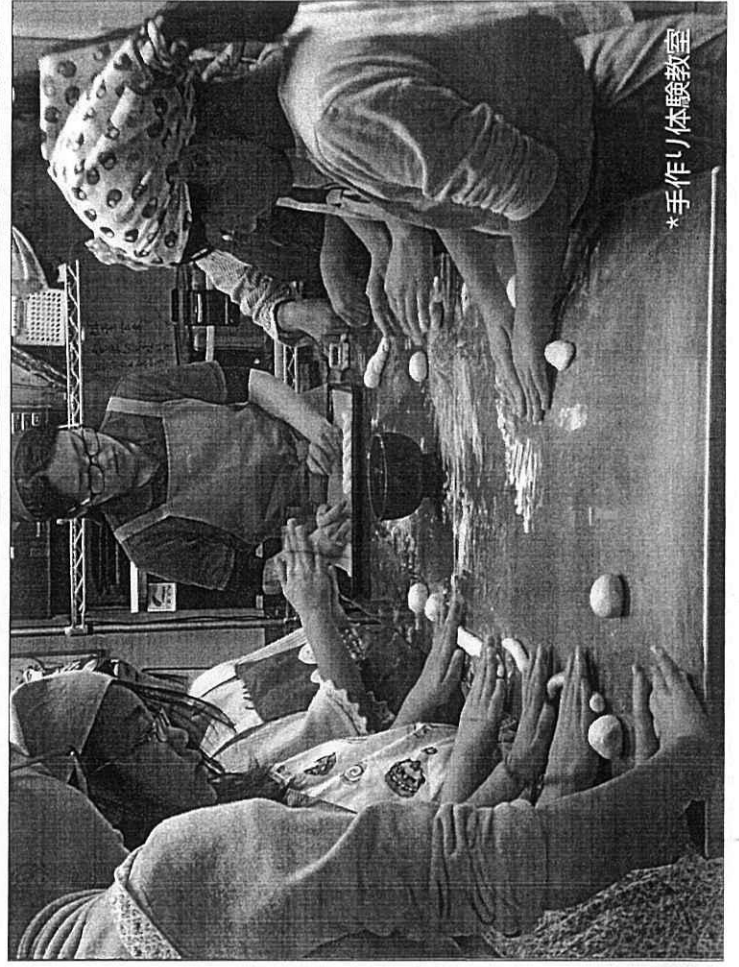
*共生型施設 物販売コーナー



*暖茶メニュー

町民各層との交流事業

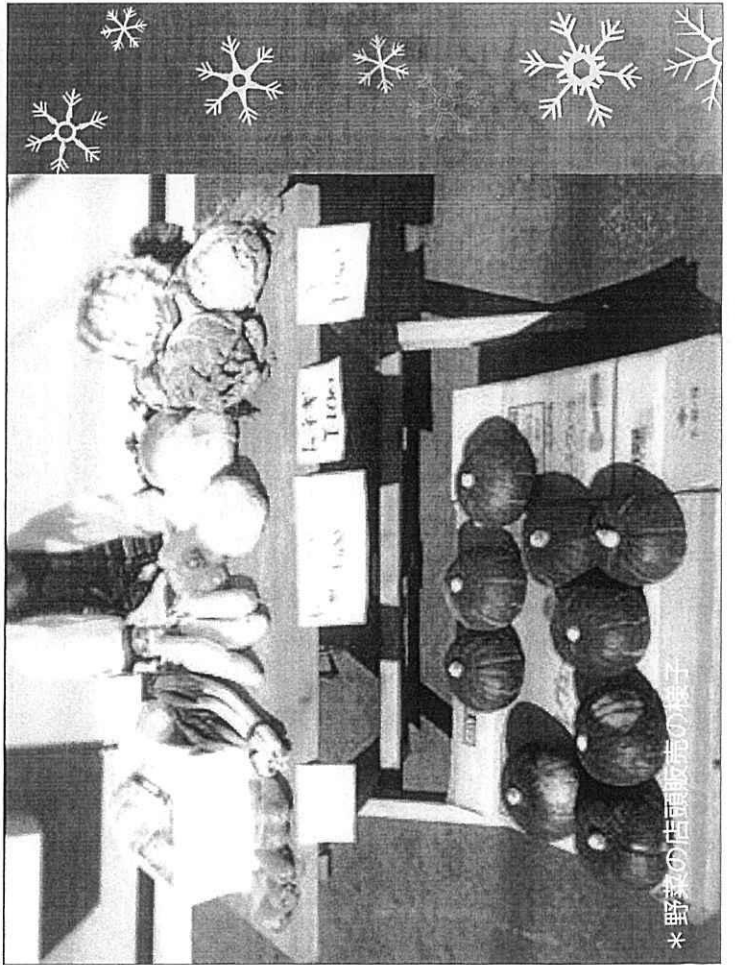
- ふれあい昼食会（ひな祭り、クリスマス）
- シンアオニーマつり
- 共生型バス視察研修
- うたごえ喫茶
- 手作り体験教室



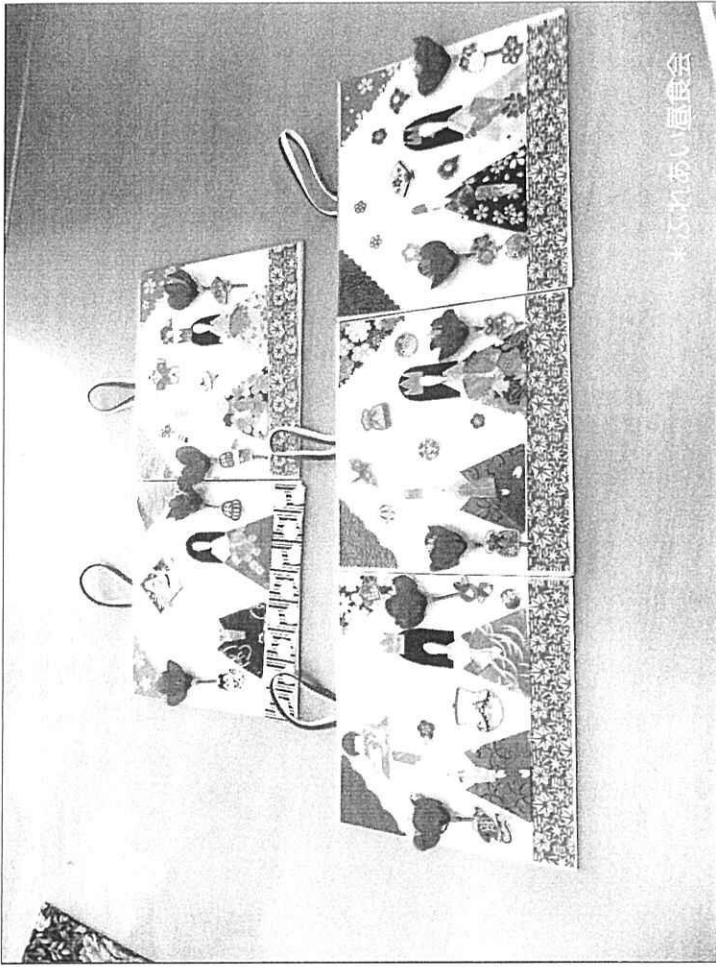
* 手作り体験教室



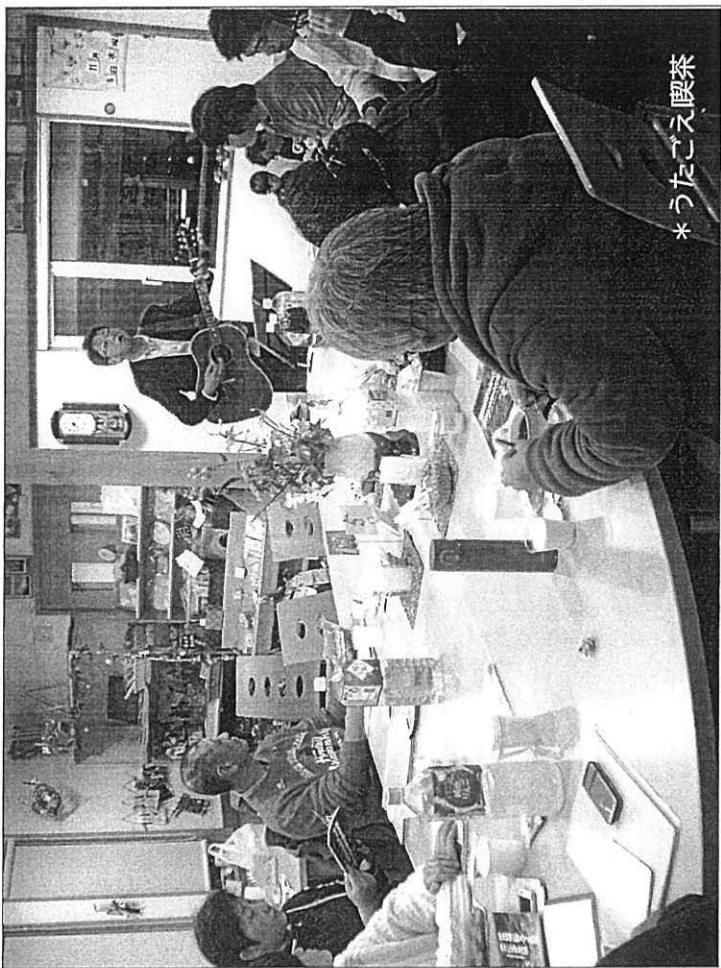
* 町内の老人施設の催し



* 野菜の店試販会の様子



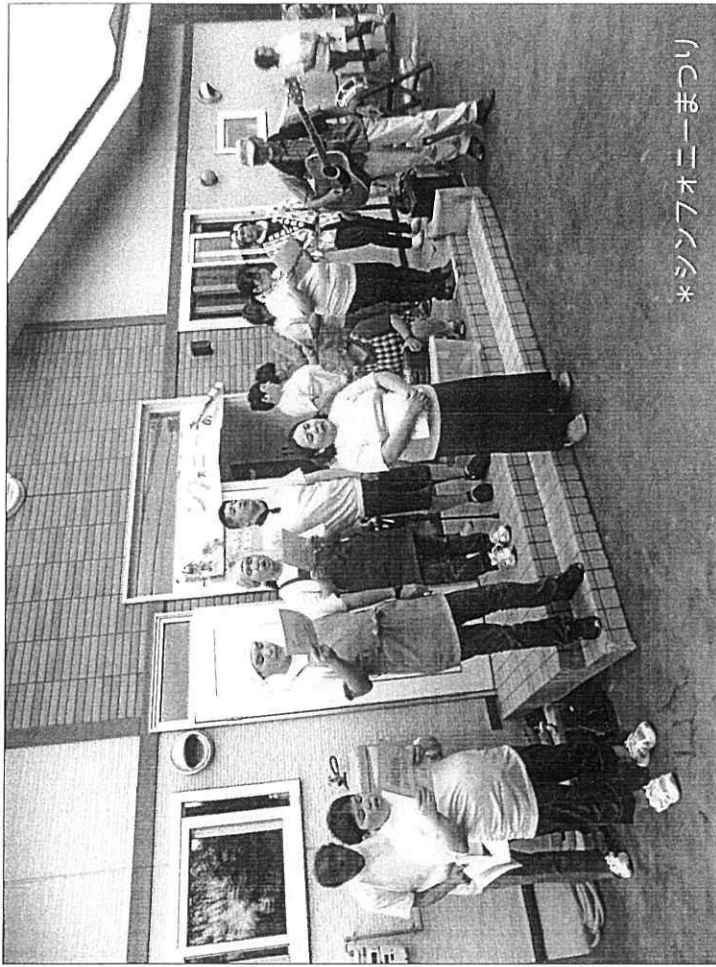
*ふれあい昼食会



*うたごえ喫茶



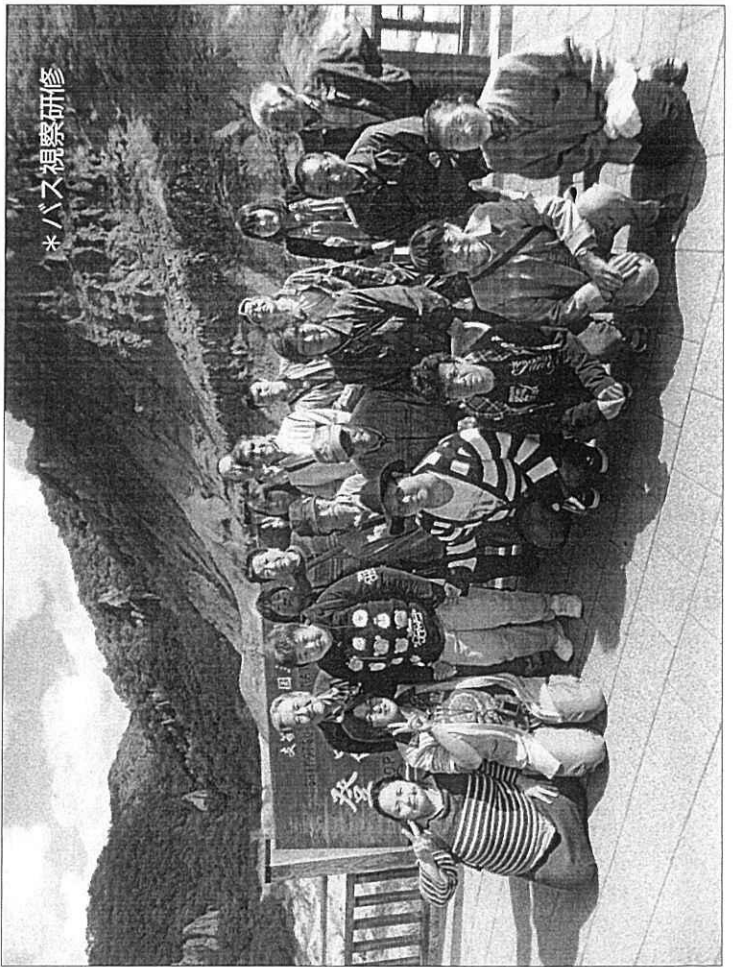
*ふれあい昼食会



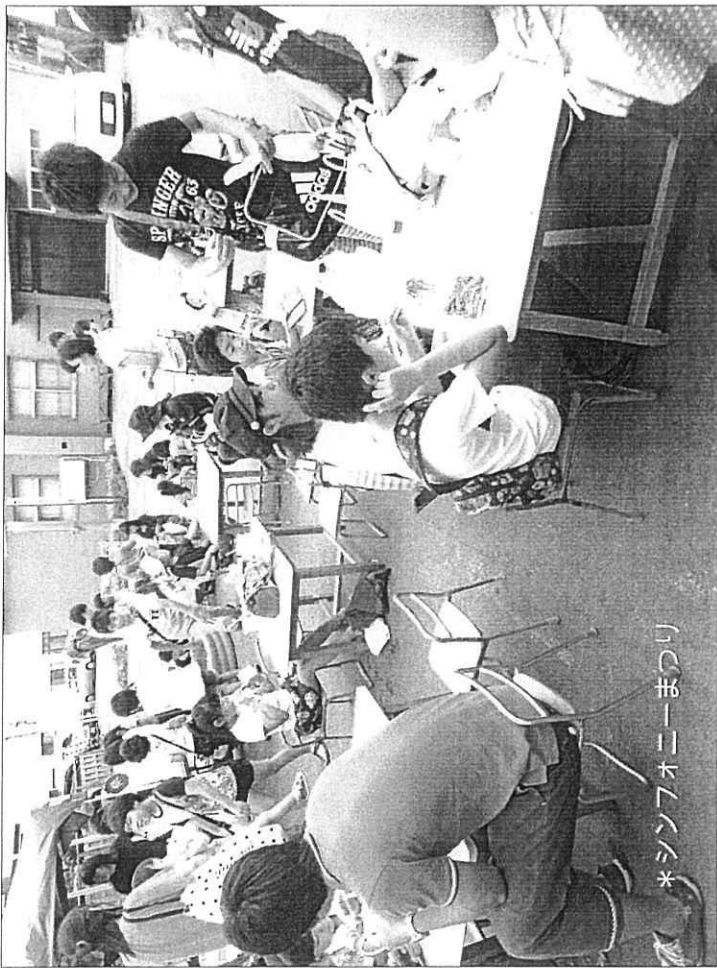
*シンフォニーまつり



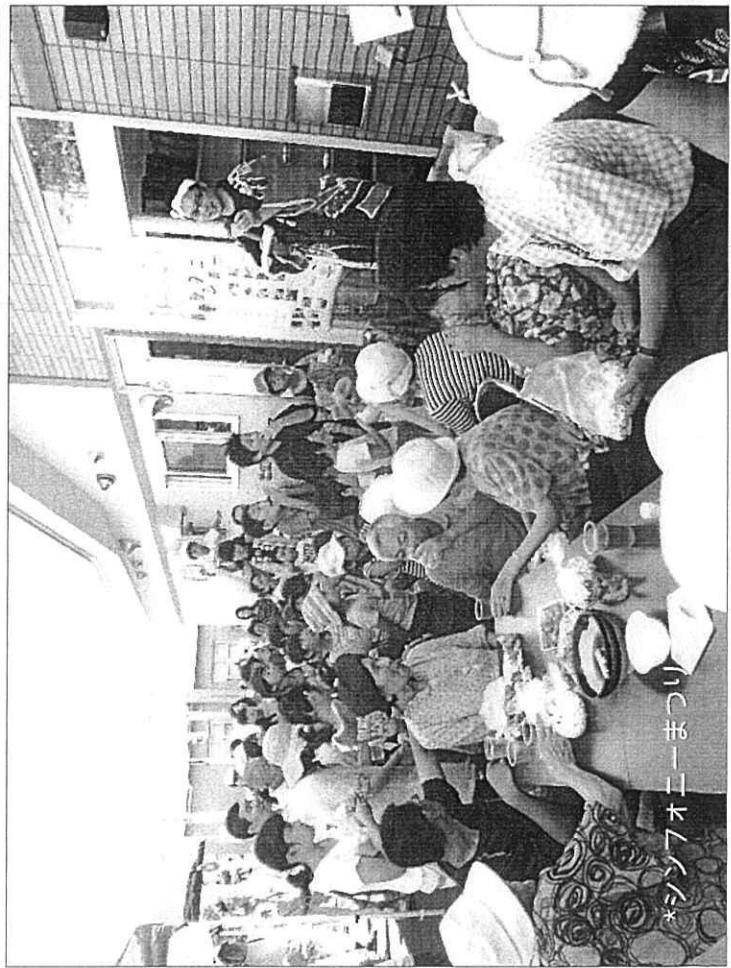
*シンフォニーまつり



*バス視察研修



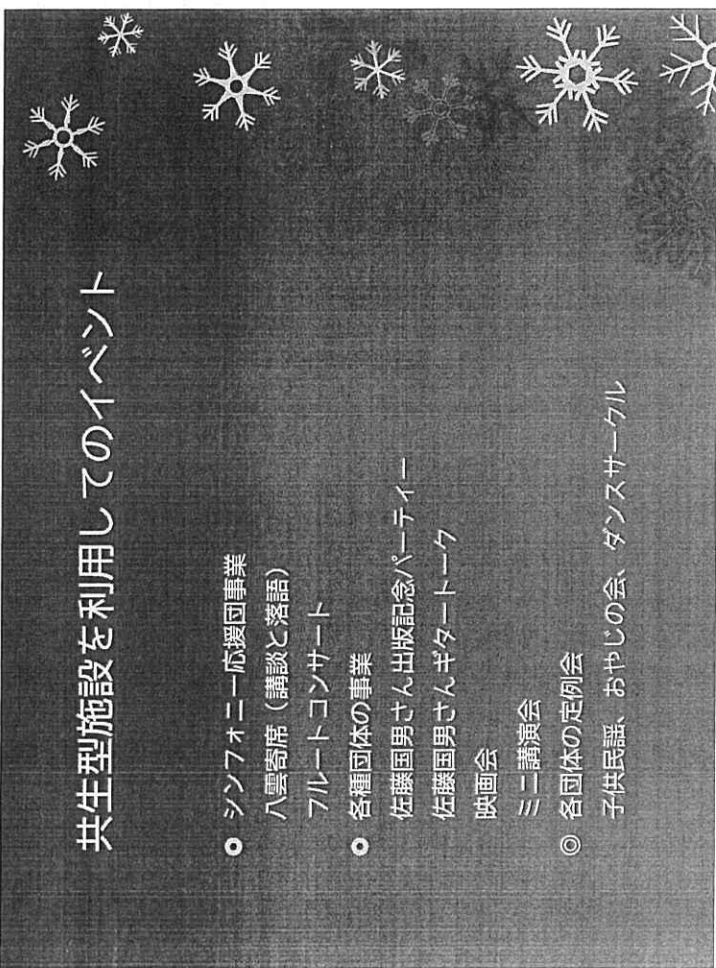
*シンフォニーまつり



*シンフォニーまつり

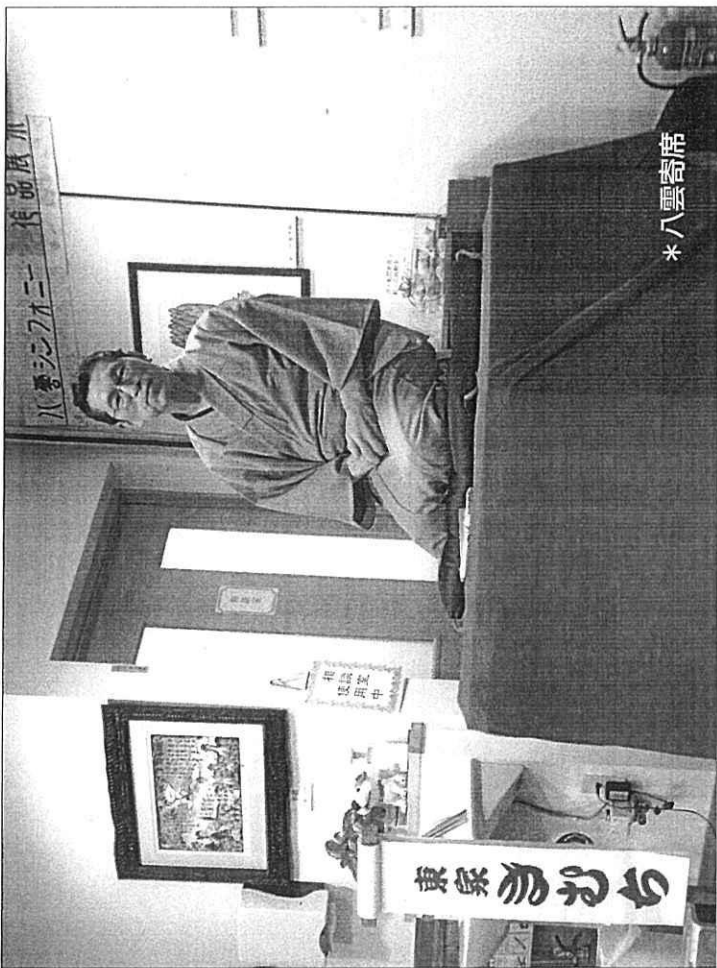
共生型施設を利用してのイベント

- シンフォニー応援事業
八雲寄席（講談と落語）
フルートコンサート
- 各種団体の事業
佐藤国男さん出版記念パーティー
佐藤国男さんギタートーク
映画会
- ◎ ミニ講演会
各団体の定例会
子供民謡、おやじの会、ダンスサークル



*佐藤国男さんギタートーク





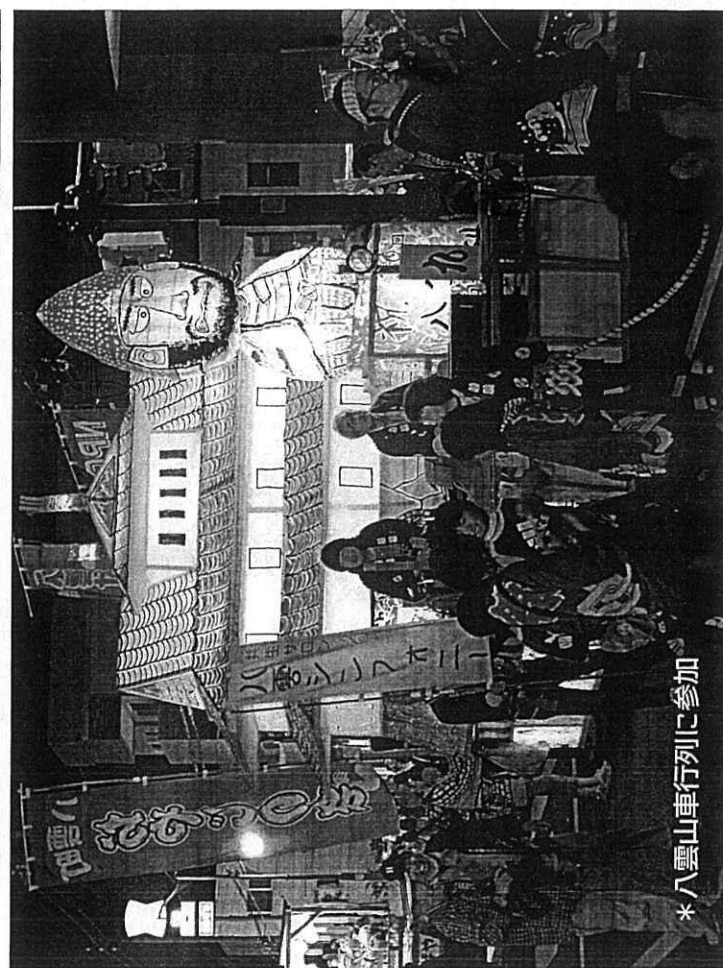
*八雲奇席

イベント、町行事への参加

- 八雲山車行列
- あついべやまつり
- さむいべやまつり
- 文化祭での作品展示
- 町内各種催し物バザーへの参加
- 文化祭、健康まつり、健康の集い
- 町民演奏会



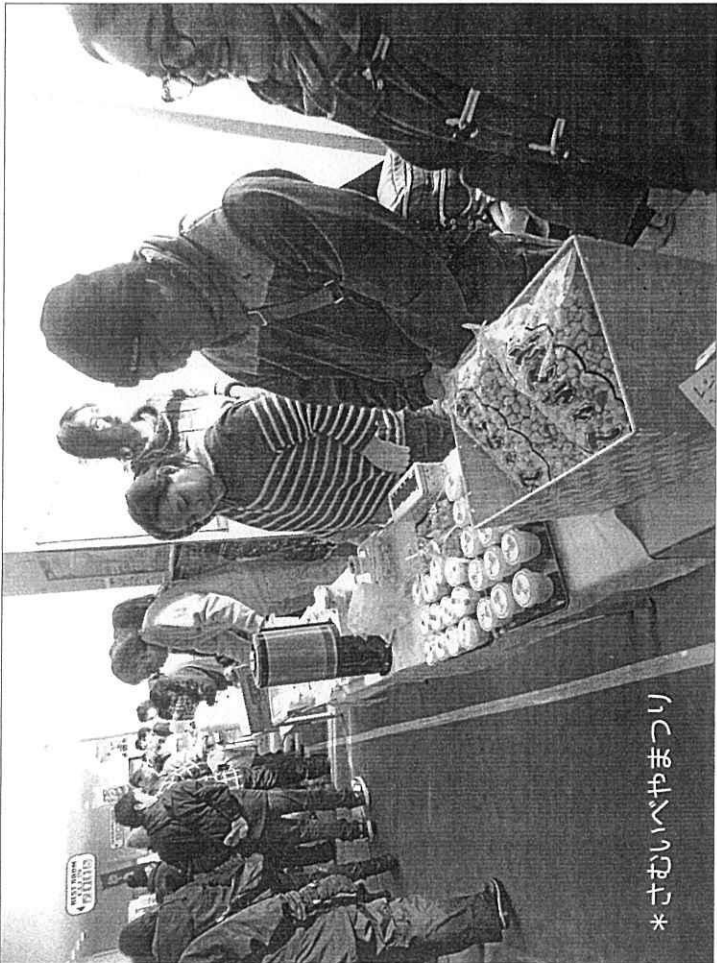
*八雲奇席



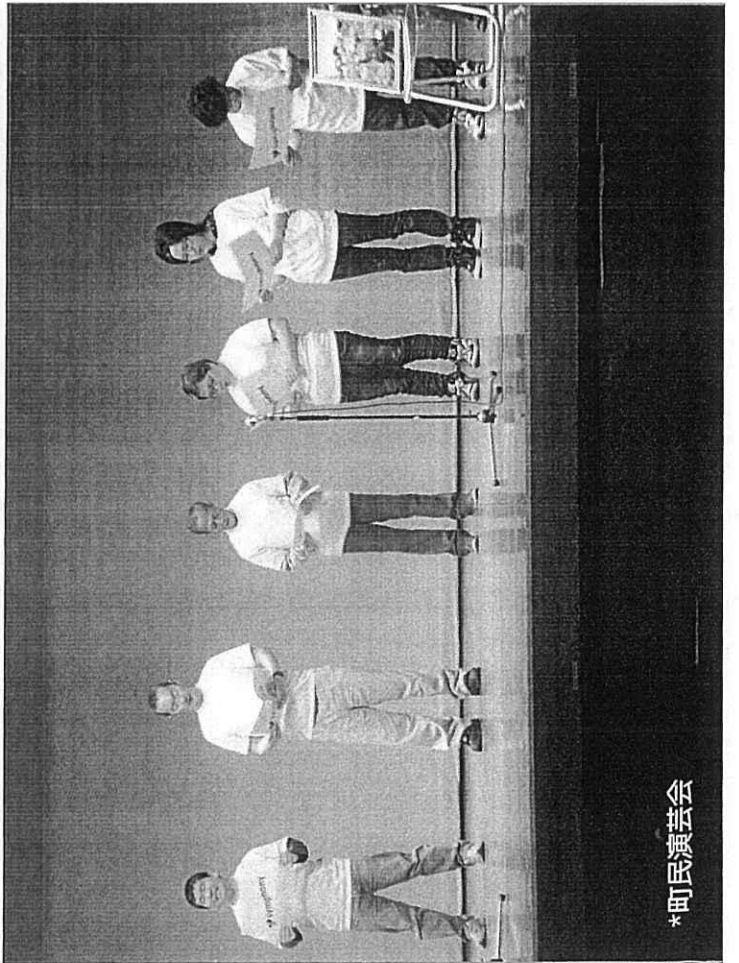
*八雲山車行列に参加

町内会との交流

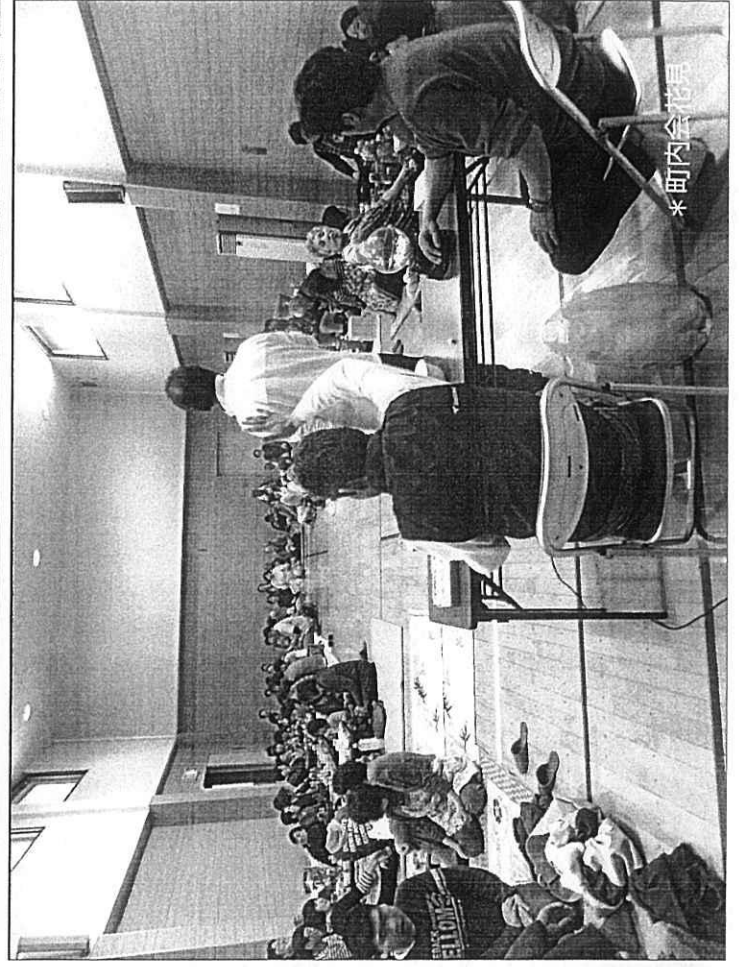
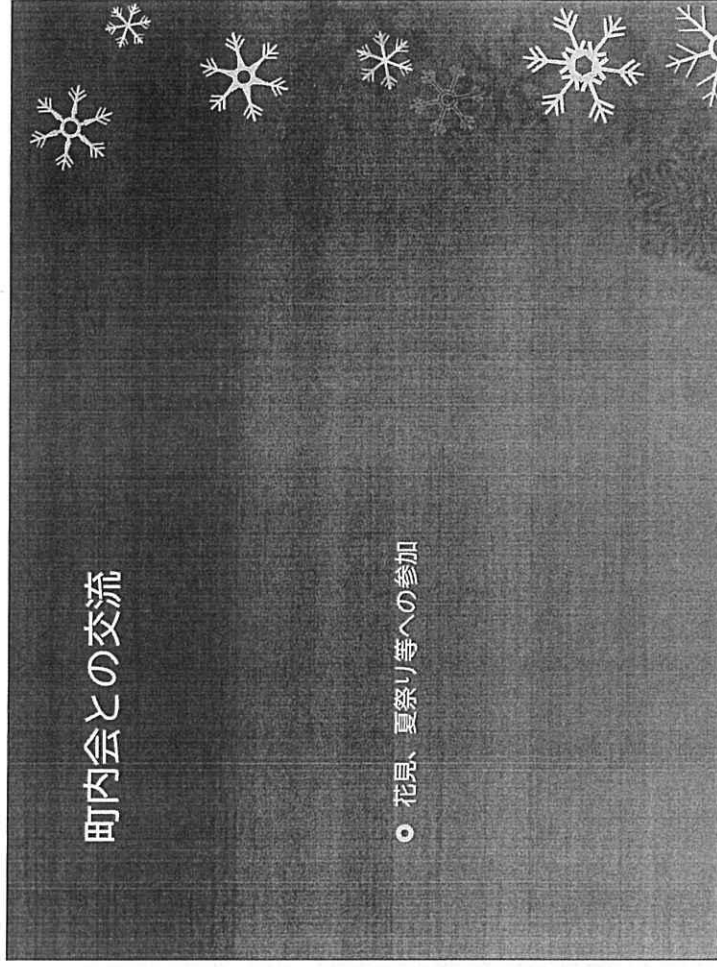
○ 花見、夏祭り等への参加



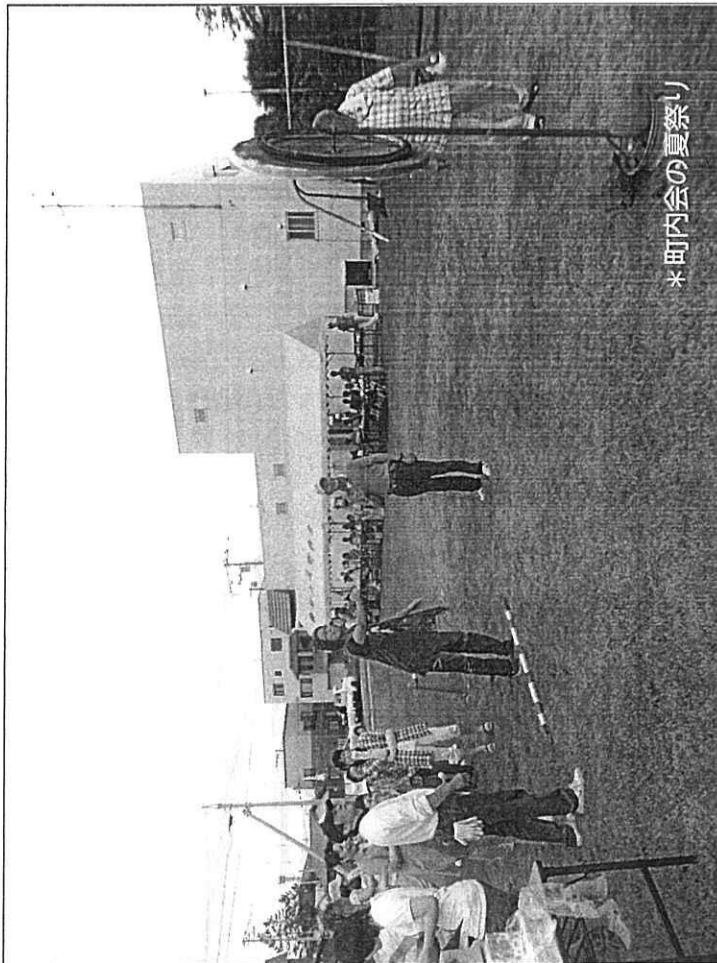
*七むいべやまつり



*町民演芸会



*町内会花見



*町内会の夏祭り

現在のボランティア数と内容

	30代	40代	50代	60代	70代	計
男		1	2	2		5
女	2	1	5	7		15
計	2	2	7	9		20

- 調理
- 清掃
- 手芸
- 学習
- 農業
- その他(生け花、修繕等)

ボランティアとの協力

- 元気なお年寄りの活躍できる場所
- 地域住民の生きがい作り
- 町民のニーズとボランティアとの結びつけ

町民のニーズとボランティアとの結びつけ

- 不登校、引きこもりの子どもの相談
- 子供の学習のフォロー

共生サロンの利用状況

- 2015年度
- オープンサロン 488名（高齢者143、成人338、子供7）
- 軽食喫茶 1350名（高齢者490、成人708、子供152）
- 夜間、休日 94件 853名（高齢者138、成人476、子供257）

今後の課題

- 施設の周知
- 施設の有効活用
- 共生型の役割
- ソフト事業の展開

共生型基盤整備事業に関する活動状況等について

(平成29年2月13日提出)

社会福祉法人 きずな会

社会福祉法人きずな会における共生型基盤整備事業に関する活動につきましては、共同生活援助施設（共生型支援ハウスきずな 男性7名が入居）を中核に高齢者等アパートきずなの入居者（3名）との日常的な交流や活動に加えて、施設外から「共生型サロンに集う人々」によって、高齢者・子ども・障がい者と地域住民との交流が図られ、コミュニティ活動の場となることを目指して、無料喫茶の開設などにも取り組んで来たところであります。

しかしながら、中核施設である共生型支援ハウスの入居者と共生型サロンを訪れる人々との接点が乏しいことから、「交流の場」としての役割が十分には発揮されていない現状にあると認識しております。

共生型サロンの利用促進を図るために、従来から町内の各種団体・サークル等に利用していただくよう要請して参りましたが、大半が立岩地域の住民・団体に留まり、利用回数（別紙1に記載）は前年同様に低調でありました。

一方、こうした現状に鑑みると、従前からの受動的な取組では、共生型サロンの利用促進に結び付かないとする反省の下、この1年間におきましては、新たな視点に立った能動的な取組として、共生型サロンを拠点とした新たな事業展開を検討して参りました。

結果、来年度から社会福祉法人に課せられる地域貢献の趣旨に則り、また、地域包括ケアシステムの一役ともなるようきずな会全体の機能を活用する中で共生型サロンにおいては、別紙2の事業展開を試みることに致しました。

なお、共生型施設内における障がい者（7名）と高齢者等（3名）との日常的な交流をより充実させるために進めている合同行事（仮装盆踊り大会出場・焼肉大会・花火大会・選挙・初詣など）や高齢者等アパート入居者がきずなファームを訪問するなど、交流の機会を増やす取り組みによって『共生型施設全体』としての役割を果たしているところであります。

また、共生型支援ハウス及び支援ハウスⅡの入居者においては、昨年の会議で報告させて戴いた“地域にあって共に生きる”の理念の下に、「障がい者差別解消法」の援護も受けて、食事や多種多様な購買を目的とした外出や地域資源への関心を高める中で、共生型社会の一員として充実した生活が営まれております。

別紙1

共生型サロンの利用状況（平成28年1月～12月）

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
利用状況	17回	9回	13回	8回	11回	16回
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
利用状況	15回	17回	14回	12回	7回	10回

別紙2

1 事業名

仮称：高齢者ランチ交流会

2 事業内容

町内会単位で、高齢者を共生型サロンにお招きする。

◇昼食・レクリエーション等を提供する。

==今月に納車予定の車両(10人乗り)による送迎==

3 対象者

外出機会の少ない単身世帯の高齢者又は高齢者世帯のご夫婦

==デイサービス等を利用されていない方を優先==

4 事業目的

◇引き籠りがちな高齢者に外出の機会を提供し、地域住民同士の交流を図る。

◇健康や生活面での不安の解消に向けて相談支援を行う。

◇レクリエーション等への参加を通じて、日々の楽しみを増やしていただく。

5 事業規模（年間）

スタート時：招待者10名×月2回×12月＝240名

事業定着時：招待者10名×月4回×12月＝480名

6 その他

参加者の「取りまとめ」等について、町内会長さん等のご協力を仰ぐ。

工藤委員からの報告

JR北海道、八雲駅の障害者対応について
3年前から、八雲町身体障害者福祉協会との協力を
得て、改善を求めました。
昨年12月には、昇降機の利用は10:00~15:00の間
更に事前承諾が必要でした。

* 障害者権利条約、障害者差別解消法 の法律が施行
(平成27年4月1日)

これに 対応が 変りました

しかし 昨年12月、八雲町役場 保健福祉課から

八雲町長、助役と交渉し

昇降機の利用時間から 08:00~15:30

それ以外の時間帯は 当然の事

結果は別にしても 相談を 受ける

という事になりました。

3年は かかりました。少しの前進がある。報告します

* 身体障害者協会、保健福祉課の 努力に 感謝します。

少しでも 障害者への 対応が、状態が 前進させたい。と
思うので、皆様の 協力をお願ひします。

重度障がい児通学費助成事業（案）について

1 事業実施の目的

福祉有償運送事業者が平成29年3月末をもって事業を廃止する予定であることを受け、重度障がい児が適切に教育を受けられる環境を整えるため、タクシーやハイヤーの通学費を助成することにより保護者の経済的負担および介護負担を軽減しようとするもの。

2 障がい程度による対象者

1) 身体障害者手帳所持者

- 視覚障害者 1～2級
- 下肢機能障害者 1～2級
- 体幹機能障害者 1～3級

2) 療育手帳所持者 A判定のみ

3) 精神保健福祉手帳所持者 1級のみ

3 対象行程

町内の小・中・高校の登下校（学校のカリキュラム上の行事を含む）に係る移動

- 自宅～学校間の移動
- 学校から学童保育所までの移動

4 対象外

- スクールバスにより通学できる者
- 特別支援教育就学奨励費により交通費の助成を受けている者
- 路線バス及びJR運賃（路線バスやJRを利用して通学できない重度障がい児を想定している為）
- 町外在住者

5 助成対象経費・助成率

- 対象経費 距離によるタクシー、ハイヤー運賃の基準額
- 助成率 2分の1

6 施行日

平成29年4月1日

移動支援事業実施要綱の改正（案）について

1 「移動支援事業」について

- 外出や移動が困難な障がい者に対して、ヘルパーが付き添い、介助する。
- ヘルパーによる介助の内容は、車いすを押す、移乗を手伝う、危険を回避する、手続きの代行、行動障害への対応など。
- したがって、タクシーの代わりではない。
- 移動支援事業実施要綱を定め既に制度化しているが、現行では①通学や通所に利用できない、②対象者に偏りがある、という2点を改善したい。

2 改正内容（案）

1) 対象者

現 行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> • 視覚障害者 • 両上肢かつ両下肢機能障害1級 • 知的障害者 • 精神障害者 • 指定難病患者 	<ul style="list-style-type: none"> • 視覚障害者1～2級 • 下肢機能障害者1～2級 • 体幹機能障害者1～3級 • 知的障害者 • 精神障害者1～2級 • 指定難病患者 • 施設入所者およびグループホーム入居者は不可

2) 利用時間の制限

現 行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> • 制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> • 1人につき30時間/年を上限として支給 <p>※年度途中で転入した場合や、年度途中で障害者手帳が交付された場合は、月割りとする。</p> <p>例) 5月に手帳が交付された場合 $\text{年} \ 30 \text{時間} \div 12 \text{月} \times 11 \text{月} = 27.5 \text{時間/年}$</p>

3) 利用目的

現 行	改正案
<ul style="list-style-type: none">• 社会生活上必要不可欠な外出• 余暇活動等の社会参加のための外出• 通年かつ長期にわたる外出は不可	<ul style="list-style-type: none">• 社会生活上必要不可欠な外出• 余暇活動等の社会参加のための外出• 通年かつ長期にわたる外出も可

4) 利用者負担額

現 行	改正案
<ul style="list-style-type: none">• 生活保護世帯および非課税世帯：無料• 町民税課税世帯：1割負担（上限なし）	変更なし

3 年 30 時間の制限を設ける理由

1) 緩和と制限

- 今まで利用できなかった「通学」「通所」に利用できるように緩和する。
- 今まで無制限だった利用時間に年30時間という制限を設ける。

制限する理由 ⇒ 限りある社会資源（ヘルパー）および限りある財政資源を、
本当に必要としている障害児・者が活用できる制度とする。

2) 道内の利用実績（平成 25 年度）

全道平均	31.1 時間/年・人
道内市平均	46.3 時間/年・人
道内町平均	29.1 時間/年・人
道内村平均	11.9 時間/年・人

4 改正時期

平成 29 年 4 月 1 日

協議事項（４）

協議会委員および事務局の変更（案）について

課題１：障害福祉サービス事業者（特に、就労継続支援Ｂ型およびグループホーム）が参画していないため、具体的な議論につながりにくい。

変更案：新年度からの委員加入を各事業者に打診する。

障害福祉サービス事業者の委員加入状況

加入済み	未加入
国立八雲病院、八雲町社会福祉協議会	やくも元気村、きずな会、明かり、 エンジョイライフ

これに伴い、共生型基盤整備事業の進捗管理機能を自立支援協議会から町に移管する。

課題２：教育と学校卒業後の連携が不十分との指摘がある。

変更案：事務局に八雲町教育委員会学校教育課を加える。